

第62回人権週間 12月4日～10日

「世界人権宣言」は、基本的な人権及び自由を尊重し確保するために、世界のすべての人々とすべての国々との達成すべき共通の基準として、昭和23年12月10日の第3回国際連合総会において採択され、本年で62周年を迎えます。

法務省及び全国人権擁護委員連合会では、従来から「世界人権宣言」採択の12月10日「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚に努めており、本年も、12月4日から同月10日までを「第62回人権週間」として、次の強調事項を定めています。

期間中、熊本地方法務局阿蘇大津支局及び阿蘇大津人権擁護委員協議会では特設人権相談所開設のほか、阿蘇市では12月3日（金）に人権フェスティバルを開催します。（本誌32ページ参照）



平成22年度啓発活動重点目標

みんなで築こう 人権の世紀
相手の気持ち 育てよう 思いやりの心

- 女性の人権を守ろう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者を大切にすることを育てよう
- 障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
- 部分差別をなくそう
- 外国人の人権を尊重しよう
- HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
- さまざまな人権問題を認識し、偏見・差別をなくそう

今月、税申告用の社会保険料控除申請書（ハガキ）が送られてきます。税申告時まで大切に保管してください。

国民年金保険料は、税の申告をする際、納めた全額が社会保険料控除の対象となります。この控除を受けるためには、保険料を支払ったことを証明する書類の添付等が義務付けられています。このため、国民年金保険料を納付された方には今月「社会保険料控除証明書」が日本年金機構から送付されますので、年末調整や確定申告を行う際まで大切に保管してください。
※ハガキに記載される納付対象期間は1月～9月です。10月～12月にお支払した分の控除を併せて申告する場合は支払いした期間の領収書を必ず添付してください。

【Q&A】

- Q…「社会保険料控除証明書」に記載されている月分の保険料を12月31日までの間に納付した場合は、今年分として申告できますか。
A…今年度分として申告できます。「社会保険料控除証明書」に記載されている保険料額に、後から納付した保険料分の「領収証書」も必ず添付する必要があります。
- Q…家族の保険料を納付した場合も申告することができますか。
A…世帯主または配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付した場合は、納付した方がその保険料を申告することができます。併せて申告する場合は支払いした期間の領収書を必ず添付してください。

【問い合わせ先】 控除証明書ダイヤル ☎ 0570-070-117
熊本東社会保険事務所 ☎ 096-367-2503
(平日 午前8時30分～午後5時15分)



法律問題のトラブルを解決します！まずはお気軽にお電話ください。離婚・相続・借金 etc...

受付時間：平日14時～17時（予約制）TEL：0967-22-5223
*土曜日のご相談をご希望の方は直接お問い合わせください。

- ・一般相談料 30分1050円
- ・『多重債務』の相談は無料

阿蘇ひまわり基金法律事務所

熊本県弁護士会所属 弁護士 木場真彦（きば まさひこ）
〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2005-8-203（阿蘇市商工会一の宮支所となり）



広告